

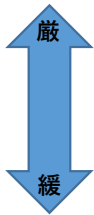
農地転用手続きの概要について

市街化調整区域内の農地を農地以外の用途で使用する場合、原則**愛知県知事の許可が必要**になります。
許可の基準として、**立地基準**と**一般基準**の2つがあり**いずれも満たすことが必要**です。

①立地基準

以下の農地区分に基づき、許可の是非を判断しています。

農地区分



農用地	先に農用地区域からの除外が必要。
甲種農地	原則不許可(例外的に許可できる場合が定められている)。
第1種農地	
第2種農地	代替地の検討が必要。
第3種農地	原則許可。

農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の進み具合、市役所や駅からの距離等から判断しています。詳細については、農業委員会事務局にお問い合わせください。

②一般基準

土地の効率的な活用の確保の観点から可否を判断する基準。

○申請に係る用途に供することが確実なこと。

□ 資力、信用があること

転用事業者に農地転用行為を行うため必要とされる資金調達の見込みがあること

□ 対抗要件を持つ者の同意があること（利用権設定権者など）

□ 遅延なく目的どおりに施工すること

許可日からおおむね1年以内に申請目的に利用すること。

貸施設でないこと。

□ 他法令の許可見込みがあること。

・農用地の場合、農振除外の見込み 【窓口：農務課】

・建築物がある場合、開発許可の見込み 【窓口：建築課】

・1ha以上の計画の場合、愛知県土地対策会議研究会との協議 【窓口：秘書政策課】
協議結果通知後に、転用の申請を受け付けます。

・新川流域区域内の場合、河川浸水被害対策法との調整が必要 【窓口：治水課】 等

□ 面積が適正かどうか

□ 工場や住宅の用に供される土地造成のみの目的でないこと。

○周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れがないこと。

□ 土砂流出、ガス発生ないこと

□ 農業用排水機能等に支障がないこと

□ 集積への影響がないこと

□ 日照・通風に支障がないこと

□ 隣接同意が必要

土地改良区の手続きについて

転用に伴い、各土地改良区で土地の決済等の手続きが必要になる場合があります。
ご確認ください。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ・ 稲沢市土地改良区 | 0587-33-0888 (稲沢市産業会館 2 F) |
| ・ 祖父江町土地改良区 | 0587-98-1600 (祖父江ふれあいの郷 2 F) |
| ・ 平和土地改良区 | 0567-47-1888 (平和支所内) |
| ・ 宮田用水土地改良区 | 0587-32-4151 |
| ・ 福田悪水土地改良区 | 0587-32-1016 |
| ・ 領内川用悪水土地改良区 | 0587-97-2897 |

申請書提出から許可までの流れ

申請提出〆切 毎月月末

(締日が土日祝日の場合は翌開庁日、12月は最終開庁日が締日になります。)

申請から許可までは**約2か月**です。

※他法令との調整次第で2か月を超過する可能性があります。

※3,000㎡超えの案件については、県の審査前に常設審議委員会に諮る必要があります。

※4haを超える案件については、県の審査後、国との協議がされます。

